

# 令和元年の監督指導の実施結果

## ～70.0%の事業場に法違反の改善指導を実施～

神奈川県労働局管内の12労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめました。神奈川県労働局においては、長時間にわたる過重な労働による健康障害防止をはじめとして、法定労働条件の履行確保や労働災害の防止に向けて、監督指導を実施しています。また、重大・悪質な事案については、送検手続をとるなど厳正に対処します。

### 1 年間の監督指導結果の概要（別紙1・2参照）

令和元年に監督指導を実施した**5,248事業場**のうち、何らかの労働基準関係法令違反が認められ、是正勧告\*を行ったのは**3,674事業場**であり、違反率は70.0%であった。主な違反事項は、

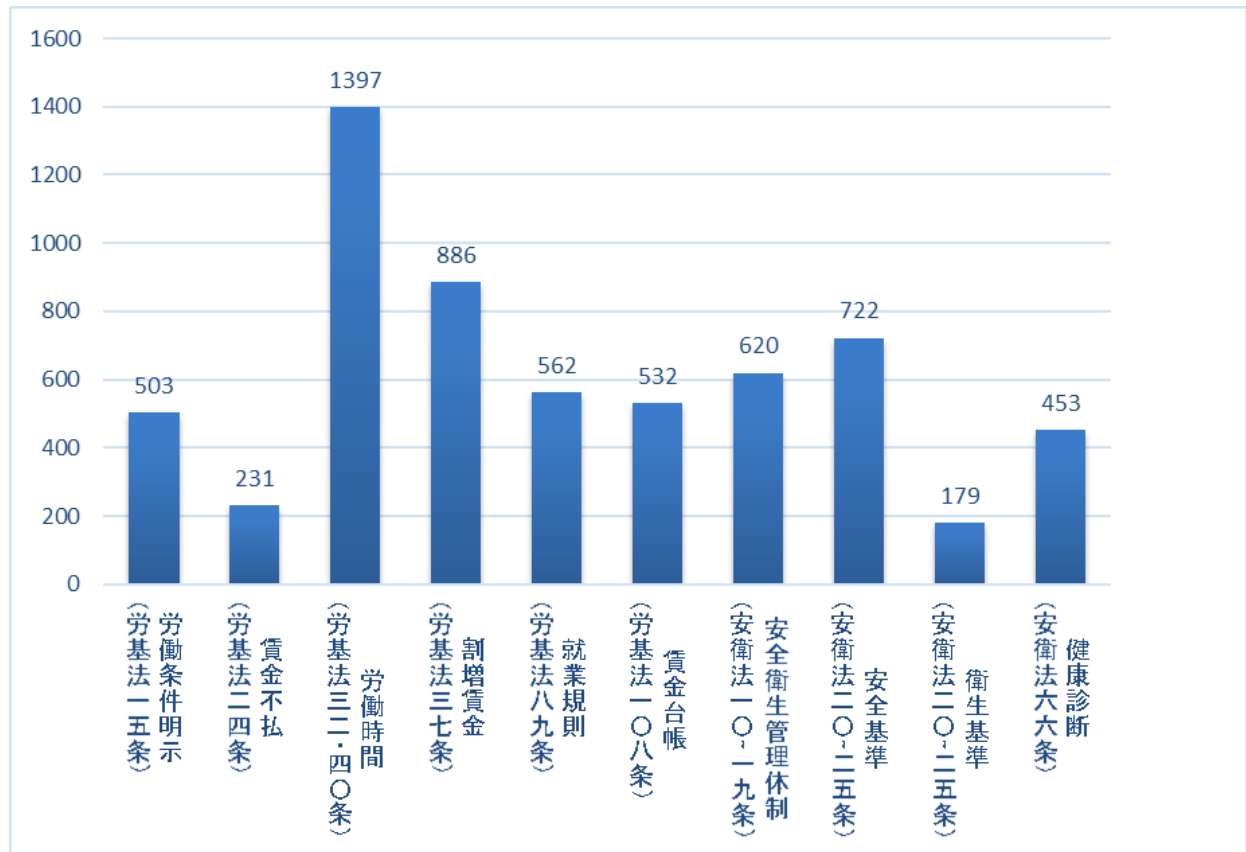
- ・労働時間に関するもの **1,397事業場**（違反率 26.6%）
- ・割増賃金に関するもの **886事業場**（同上 16.9%）
- ・安全基準に関するもの **722事業場**（同上 13.8%）

などであった（1つの事業場に複数の違反事項が認められることがある）。

\*1 監督指導とは、各種の情報、労働災害の報告などを契機として、労働基準監督官が事業場に対する立ち入り検査のことです。その際、労働基準関係法令違反などがあれば是正、改善を指導します。

\*2 是正勧告とは、労働基準監督官が監督指導において労働基準関係法令違反を認めた場合に、それを指摘し、是正を文書で指導するもの。

図1 違反が多かった主な事項



※ 労基法：労働基準法、安衛法：労働安全衛生法

※ 安全衛生管理体制は作業主任者を除く

※ 各違反の態様は、「違反が多かった主な事項の典型例」（別紙2）を参照。

図2 主な業種別の労働時間違反率

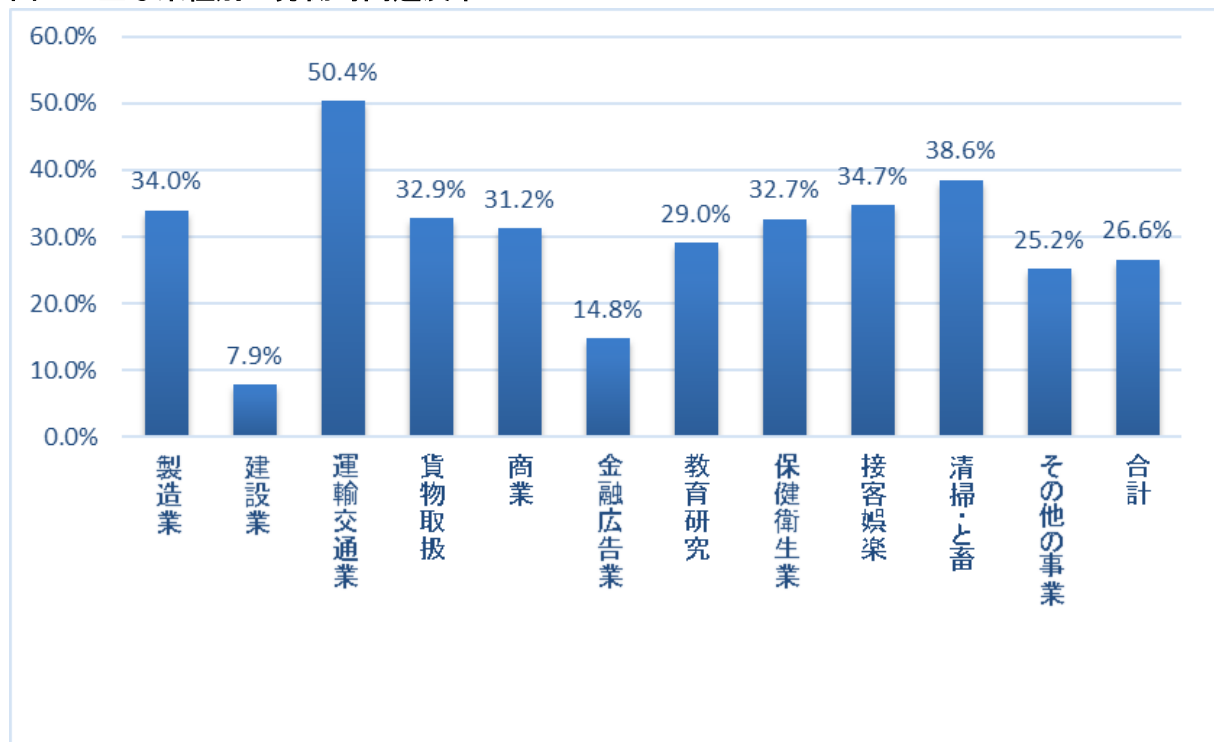


表1 主な業種別監督指導実施状況

業種	監督指導実施事業 場数(件)	違反事業場数(件)	違反率(%)
全業種	5,248	3,674	70.0
製造業	1,053	790	75.0
建設業	1,380	938	68.0
運輸交通業	284	212	74.6
貨物取扱	70	48	68.6
商業	740	510	68.9
金融広告業	54	15	27.8
教育研究	124	83	66.9
保健衛生業	447	346	77.4
接客娯楽	530	377	71.1
清掃・と畜	153	110	71.9

※主な業種のためのため、各業種の合計件数は全業種の件数と一致しません。

## 【違反が多かった主な事項の典型例】

事項	法違反の典型例
労働条件の明示 (労基法 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者を雇い入れる際に、賃金額や支払方法等法定事項について労働条件通知書を交付していないもの</li> <li>・交付はしているが、記載すべき項目が不足しているもの</li> </ul>
賃金支払 (労基法 24 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金の全部又は一部を、所定支払期日を過ぎても支払っていないもの</li> <li>・賃金控除協定がないのに、賃金の一部を控除しているもの</li> </ul>
労働時間 (労基法 32・40 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外労働に関する協定を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて時間外労働をさせていたもの</li> <li>・協定の締結・届出はあるが、その協定で定めた時間を超えて長時間の時間外労働をさせていたもの</li> </ul>
割増賃金 (労基法 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外労働、深夜労働を行わせていたのに、法定割増賃金（通常賃金の 2 割 5 分以上）を支払っていないもの</li> <li>・割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていないもの</li> </ul>
就業規則 (労基法 89 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10 人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出がないもの</li> </ul>
賃金台帳 (労基法 108 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手当額、労働時間等の法定事項を賃金台帳に記載していないもの</li> </ul>
安衛管理体制 (安衛法 10～19 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50 人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者（産業医、安全管理者、衛生管理者など）を選任していないもの</li> </ul>
安全基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが 2 メートル以上の場所で、作業床の端に墜落防止のための手すり等を設置することなく作業を行わせているもの</li> <li>・機械に有効な安全装置を設けていないもの</li> <li>・建設機械等との接触防止の措置を講じていないもの</li> </ul>
衛生基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内作業場等において第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行わせるに当たり、局所排気装置を設けていないもの</li> </ul>
健康診断 (安衛法 66 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を行っていないもの</li> <li>・健康診断の結果（異常の所見があると診断された労働者）に基づき、医師の意見を聴いていないもの</li> </ul>